

契約概要・注意喚起情報

ご契約に関する大切な事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。

死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型) 無配当

A型：収入保障^{ワイド}Wセレクト

B型：総合収入保障^{ワイド}Wセレクト

C型：くらしの応援ほけん^{ワイド}Wセレクト

▶ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ 「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」(Web版)をご案内しています。

▶ 重要事項確認書 兼 受領確認書



ご提出が必要な書類です

お申込みの際には、「重要事項確認書 兼 受領確認書」の内容をご確認のうえ、**ご提出ください。**

※ 申込書や情報端末画面上でご確認済の場合等、ご提出が不要場合があります。

死亡・介護障害選択型収入保障保険（無解約返戻金型） 無配当

この保険商品は右記の保障を希望される
お客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

死亡時の保障

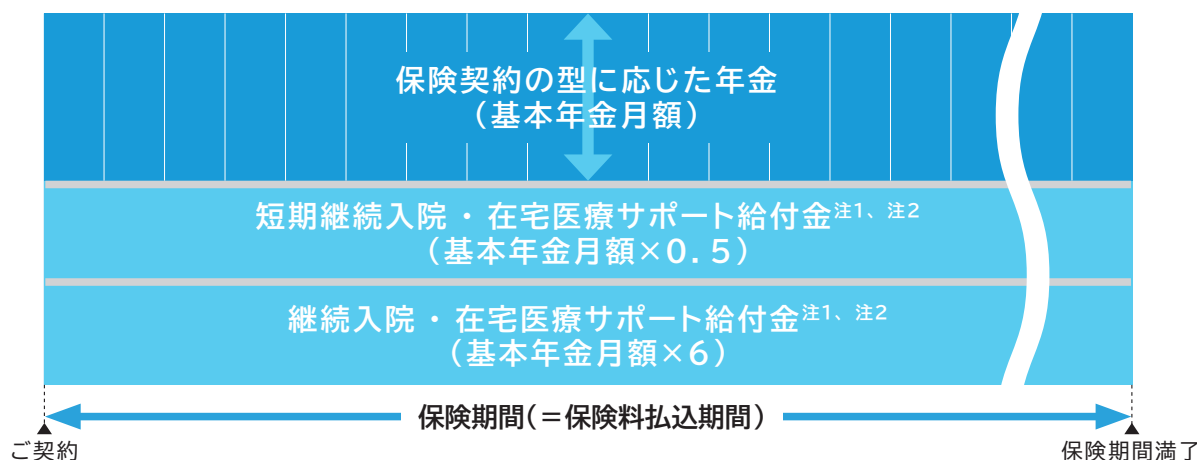
就労不能の保障

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については  「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特徴

- 保険契約の型に応じて、死亡されたときや要介護・障害状態等になられたときの収入減少に、保険期間満了まで毎月の年金で備えることができます。
- 年金のお支払い前に、病気やケガで一定期間継続して入院されたときまたは在宅医療を受けられたときに、一時金で備えることができます。

2 商品（主契約）のしくみ



注1 年金のお支払事由に該当したときは、それ以後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当しても、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は**お支払いできません**。

注2 特則を付加することで、保障の範囲を選択することができます。

選択できる保険契約の型は次のとおりです。

保険契約の型	給付の種類				
A型	収入保障年金	高度障害年金	—	短期継続入院・在宅医療サポート給付金	継続入院・在宅医療サポート給付金
B型	収入保障年金	高度障害年金	介護・障害就労不能年金	短期継続入院・在宅医療サポート給付金	継続入院・在宅医療サポート給付金
C型	—	高度障害年金	介護・障害就労不能年金	短期継続入院・在宅医療サポート給付金	継続入院・在宅医療サポート給付金

※ 保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。

※ 具体的なご契約の内容（基本年金月額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

年金・給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
収入保障年金	死亡されたとき	基本年金月額 お支払事由に該当された日を第1回年金支払日として基本年金月額をお支払いします。以後保険期間満了時までお支払事由に該当された日の月単位の応当日に基本年金月額をお支払いします。
高度障害年金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	
介護・障害就労不能年金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、次のいずれかに該当されたとき ●国民年金法にもとづく障害等級1級または2級^注の状態に該当していると認定されたとき 注 精神の障害等は除きます。 ●公的介護保険制度に定める要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき ●満65歳未満の被保険者について、約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ●身体障害者福祉法にもとづく障害の級別1級から4級までの障害に該当し、身体障害者手帳が交付されたとき ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづく障害等級1級の状態に認定され、精神障害者保健福祉手帳が交付されたとき	
短期継続入院・在宅医療サポート給付金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、入院または在宅医療が10日以上継続したとき	基本年金月額×0.5
継続入院・在宅医療サポート給付金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、入院または在宅医療が30日以上継続したとき	基本年金月額×6

※ 保険契約の型がC型の場合、死亡されたときの保障はありません。また、年金のお支払事由に該当する前に死亡された場合、保険契約は消滅します。

- 収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金のいずれかを保険期間満了（最低支払保証期間を含む）までお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 収入保障年金、高度障害年金、介護・障害就労不能年金は、重複してお支払いできません。
- 年金のお支払事由に該当したときは、以後の保険料のお払込みは不要になります。
- 年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。最低支払保証期間は、10年（120回）・5年（60回）・1年（12回）があります。
- 年金のお支払事由に該当したときは、それ以後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当しても、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金はお支払いできません。

① 介護・障害就労不能年金

国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級2級の状態のうち、次のいずれかに該当していると認定された場合、介護・障害就労不能年金はお支払いできません。

- ・障害等級2級の第16号（精神の障害であって、第1号から第15号までと同程度以上と認められる程度のもの）
- ・障害等級2級の第17号（身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が第1号から第16号までと同程度以上と認められる程度のもの）

②短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金

■短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は、保険期間を通じてそれぞれ10回のお支払いを限度とします。

■退院日または在宅医療の終了日またはその翌日に、再度入院または在宅医療を開始した場合は、入院または在宅医療が継続しているものとみなします。

■在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。

※ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除きます）に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。在宅患者診療・指導料は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。

※ 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅で静養しても、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定がされていない場合は**お支払いできません**。

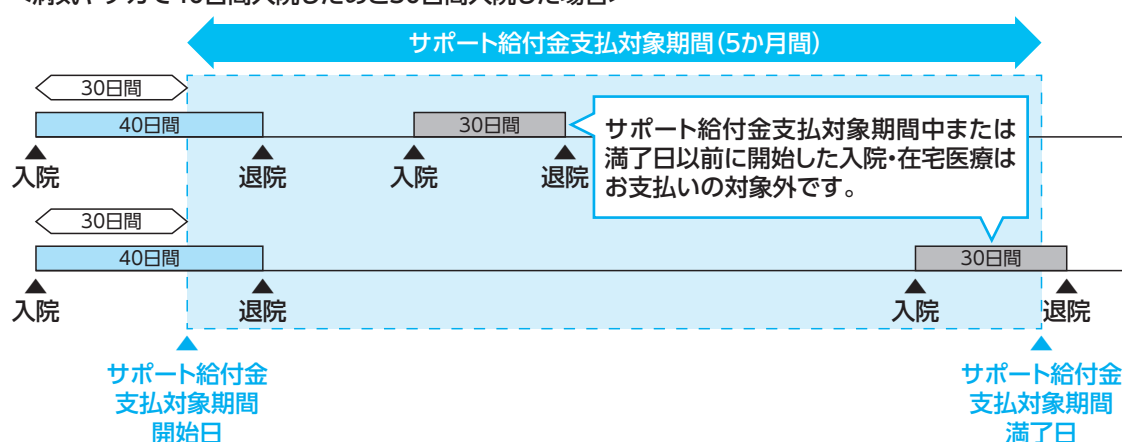
■サポート給付金支払対象期間^注中に、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合は**お支払いできません**。

■サポート給付金支払対象期間^注満了日以前に開始した入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間^注満了後に短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合は**お支払いできません**。

ただし、その入院または在宅医療が、サポート給付金支払対象期間^注満了日の翌日から起算し、短期継続入院・在宅医療サポート給付金または継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した場合はお支払いします。

注「サポート給付金支払対象期間」とは、継続入院・在宅医療サポート給付金をお支払いする場合の、継続入院・在宅医療サポート給付金のお支払事由に該当した日からその5か月後の月単位の応当日（応当日のないときは、その月の末日）までの期間をいいます。

＜病気やケガで40日間入院したあと30日間入院した場合＞



短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金の保障の範囲を選択する特則について

いずれかの特則を付加した場合、短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金の保障範囲は、次のとおりになります。

付加する特則	保障範囲
サポート給付金女性疾病のみ保障特則	約款所定の女性疾病
サポート給付金三大疾病のみ保障特則	約款所定の三大疾病（ガン ^{注1} 、心疾患 ^{注2} 、脳血管疾患）
サポート給付金不担保特則	保障はありません

注1 この書面の **5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について** をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

〈サポート給付金女性疾病のみ保障特則を付加した場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
短期継続入院・在宅医療サポート給付金 ②	責任開始期以後に発病した約款所定の女性疾病で、入院または在宅医療が10日以上継続したとき	基本年金月額×0.5
継続入院・在宅医療サポート給付金 ②	責任開始期以後に発病した約款所定の女性疾病で、入院または在宅医療が30日以上継続したとき	基本年金月額×6

②については、この書面の [②短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金](#) をご覧ください。

※ 約款所定の女性疾病以外の病気やケガによる入院または在宅医療中に約款所定の女性疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその約款所定の女性疾病の治療を目的として入院または在宅医療を開始したものとします。

〈サポート給付金三大疾病のみ保障特則を付加した場合〉

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
短期継続入院・在宅医療サポート給付金 ②	次のいずれかにより、入院または在宅医療が10日以上継続したとき ●ガン給付責任開始期^{注1}以後に診断確定されたガン ●責任開始期以後に発病した心疾患^{注2}または脳血管疾患	基本年金月額×0.5
継続入院・在宅医療サポート給付金 ②	次のいずれかにより、入院または在宅医療が30日以上継続したとき ●ガン給付責任開始期^{注1}以後に診断確定されたガン ●責任開始期以後に発病した心疾患^{注2}または脳血管疾患	基本年金月額×6

②については、この書面の [②短期継続入院・在宅医療サポート給付金、継続入院・在宅医療サポート給付金](#) をご覧ください。

注1 この書面の [⑤ガンに関する保障の開始\(ガン給付責任開始期\)について](#) をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

※ 約款所定の三大疾病以外の病気やケガによる入院または在宅医療中に約款所定の三大疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその約款所定の三大疾病の治療を目的として入院または在宅医療を開始したものとします。

〈サポート給付金不担保特則を付加した場合〉

短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金は **お支払いしません。**

ストレス・メンタル疾病サポート特則について

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ストレス・メンタル疾病サポート一時金 ③	責任開始期以後に発病した約款所定のストレス・メンタル疾病 ^注 で、入院または在宅医療が30日以上継続したとき	ストレス・メンタル疾病サポート一時金額

注 ストレスやメンタル特有の疾病に限りません。詳細は  「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

③ストレス・メンタル疾病サポート一時金

- ストレス・メンタル疾病サポート一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。
- 次のいずれかに該当した場合、ストレス・メンタル疾病サポート特則は**消滅します**。
 - ストレス・メンタル疾病サポート一時金が支払われたとき。ただし、保険契約は存続します。
 - 年金のお支払事由に該当したとき（保険契約の型がC型の場合で、死亡された場合を含みます）。
- 退院日または在宅医療の終了日またはその翌日に、再度入院または在宅医療を開始した場合は、入院または在宅医療が継続しているものとみなします。
- 在宅医療とは、医師による治療が必要であるため、医師の指示にもとづき、日本国内の自宅等において治療に専念することをいいます。
 - ※ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料（往診料、救急搬送診療料および救急患者連携搬送料を除きます）に列挙されている診療料や管理指導料等の算定対象となる診療行為が対象となります。在宅患者診療・指導料は、医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。
 - ※ 医師から「しばらく自宅で静養するように」との指示を受けて自宅で静養しても、医科診療報酬点数表の在宅患者診療・指導料の算定がされていない場合は**お支払いできません**。
- 約款所定のストレス・メンタル疾病以外の病気やケガによる入院または在宅医療中に約款所定のストレス・メンタル疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその約款所定のストレス・メンタル疾病の治療を目的として入院または在宅医療を開始したものとします。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容：お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合があります。

保険料払込免除特約(22)

次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由	
ガン	ガン給付責任開始期 ^{注1} 以後に初めてガンと診断確定されたとき
心疾患 脳血管疾患	責任開始期以後に発病した心疾患 ^{注2} または脳血管疾患で入院されたとき

注1 この書面の **5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について** をご覧ください。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の「利息および保険料相当額」を差し引いた金額

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
- 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。
- 保険契約の型がC型の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

健康診断料率適用特約

- 被保険者の健康診断の受診状況が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「健康診断料率適用特約」を主契約に付加することができます。保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
 - 保険契約の型がC型の場合、健康診断料率適用特約は付加できません。
- ※ 健康診断料率適用特約を付加する場合、三井住友海上あいおい生命所定の健康診断書等をご提出いただく必要があります。

区分料率適用特約

- 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。
 - 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を主契約に付加することができます。保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
 - 保険契約の型がC型の場合、区分料率適用特約は付加できません。
- ※ 区分料率適用特約を付加する場合、三井住友海上あいおい生命の定める契約引受基準において、健康状態および身体状態が良好と認められる必要があります。

5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について

サポート給付金三大疾病のみ保障特則、保険料払込免除特約(22)のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は責任開始日^注からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が、告知前または告知時からガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)の前日までにガンと診断確定されていた場合、次のとおりお取扱いします。

〈サポート給付金三大疾病のみ保障特則の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する保障はなくなりますので、ガンによる短期継続入院・在宅医療サポート給付金および継続入院・在宅医療サポート給付金はお支払いできません。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、この特則を無効とし、ご契約当初からサポート給付金不担保特則が付加されていたものとして取り扱い、約款所定の金額^{注1}をお戻しすることができます。

注1 「払い込まれた保険料の金額」から、「払い込まれた保険料について、サポート給付金不担保特則を付加した場合の保険料の金額」を差し引いた金額。

〈保険料払込免除特約(22)の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する保障はなくなりますので、ガンの場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、この特約を無効とし、約款所定の金額^{注2}をお戻しすることができます。

注2 「払い込まれた保険料の金額」から、「払い込まれた保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額」を差し引いた金額。

7 解約返戻金について

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

8 配当金について

主契約・特約とも契約者配当金はありません。

9 お支払いできる場合(お支払事由)の変更について

次の場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て年金・給付金等のお支払事由をその改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

- ・国民年金法、介護保険法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律またはその他関連する法令等の改正があった場合
- ・法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合

10 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

- この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この **注意喚起情報** のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、
 **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

クーリング・オフ

1

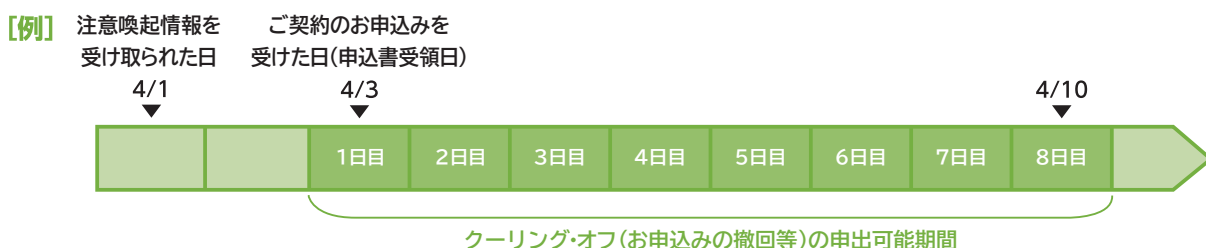
お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^{注1}を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内であれば**、書面または電磁的記録^{注2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、すでにお払いいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

＜書面による方法＞

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- 申込者等の氏名（自署）
- 住所、電話番号
- 申込番号
- お申込みの撤回等をする旨

<電磁的記録による方法>

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面

(<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>) から、必要事項をご入力ください。

- 次の場合、お申込みの撤回等できません。

- 三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

2

健康状態等の告知

健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

➡ 詳細は、「ご契約のしおり」健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。
※ 情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。
- 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求めますので、同様に事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 社員 ● 代理店 ● 三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - 年金・給付金等のご請求の際
 - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金・給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位不支払」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

告知の内容が事実と相違する場合について

- 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。この場合、次のとおりお取扱いします。

- 年金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、年金・給付金等をお支払いできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料のお払込みを免除できません。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、年金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、年金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。

また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により年金・給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を解除することがあります。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、年金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

- 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、年金・給付金等をお支払いできないことがあります。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお戻しできません。

※ 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

保障の開始（責任開始期）

3

保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

➡ 詳細は、📖 「ご契約のしおり」 保障の開始（責任開始期）について

- 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

- お申込みを受けた時
- 告知の時

なお、ご契約内容によってはご契約後、一定期間を経過した後に保障が開始するものもありますので、

契約概要 • 📖 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



- 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

- ご契約者、被保険者または年金・給付金等の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

保険料は、期間内にお払込みください。

⇒ 詳細は、「ご契約のしおり」 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について / ご契約の復活について

保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- （第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

保険契約の失効・復活等について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効します。
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から3年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

■ お支払事由に該当しない場合

- 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合 等
※ 以下の **お支払いできる場合／お支払いできない場合** もご確認ください。

■ 年金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合

- 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者の自殺
- 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等

■ 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

■ 保険契約のお申込みや復活等の際に、年金・給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合

■ 年金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または年金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合

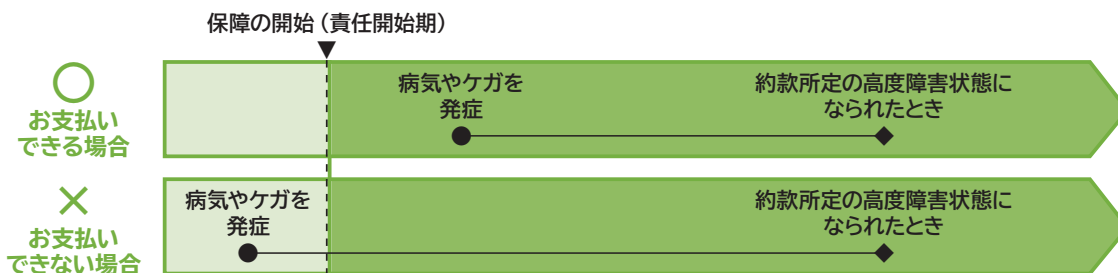
■ 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合

■ 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

お支払いできる場合／お支払いできない場合

【例】 高度障害年金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由（約款所定の高度障害状態になられたとき）に該当した場合には、高度障害年金を**お支払いできません**。



責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする約款所定の高度障害状態であっても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。

- ・ お申込みや復活の際に責任開始期前に発生した病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、約款所定の高度障害状態の原因となる病気やケガを三井住友海上あいおい生命が知っていた場合
- ・ 約款所定の高度障害状態の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

※ 他の年金・給付金等についても、同様の取扱いとなります。（収入保障年金は除きます。）

6

解約と解約返戻金

解約返戻金はありません。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 解約と解約返戻金について

- 死亡・介護障害選択型収入保障保険（無解約返戻金型）には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

※ 解約返戻金については、 「ご契約のしおり・約款」 もあわせてご確認ください。

※ 保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、年金・給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

7

保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、年金・給付金額等が削減されることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合／「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者等の保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

新たな保険契約へのお申込み

8

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、
新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 新たな保険契約へのお申込みについて

一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。
告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約のお引受けができないことや、その告知がされなかったためにご契約が解除・取消となることもあります。

※ ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の **告知の内容が事実と相違する場合について** をご覧ください。

- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合、年金・給付金等のお支払いができないことがあります。
また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約によっては、ガンに関する保障は、責任開始日からその日を含めて90日以内に給付金のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、給付金のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります。

※ ガンに関する保障を途切らせないためには、現在ご契約の保険契約を継続し、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約の保険料をいずれもお払込みいただく必要があります。

その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。

年金・給付金等のご請求

9

年金・給付金等のご請求の際はすみやかに 三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 年金・給付金等のお受取り等の手続きについて

- ご請求手続き、年金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、
 「ご契約のしおり・約款」 または三井住友海上あいおい生命ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、年金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。
お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に年金・給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、年金・給付金等をお支払いします。
ただし、この書面の **5 年金・給付金等をお支払いできない場合** に記載している約款の定めにより年金・給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

年金・給付金等の代理請求

10

代理人が年金・給付金等や保険料の払込免除を 請求することができます。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 年金・給付金等のお受取り等の手続きについて

- 次の場合、年金・給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と年金・給付金等の受取人が同一で、受取人が年金・給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

お問い合わせ先

保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

➡ 詳細は、📖「ご契約のしおり」 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先

一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
- 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2. 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。

3. 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4. 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5. 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度^{注1}、契約内容照会制度^{注1}、支払査定時照会制度^{注2}に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は  「ご契約のしおり」 または三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）をご確認ください。）を同協会に登録し、利用することがあります。

注1  「ご契約のしおり」 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」についてをご確認ください。

注2  「ご契約のしおり」 「支払査定時照会制度」についてをご確認ください。

6. 三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや MS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、「Web版（Web約款）」「冊子版」からご確認いただくことができます。
ご契約時にいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web版（Web約款）

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

※ ご契約後にお客さまへお知らせがある場合、「ご契約のしおり・約款に関する重要なお知らせ」ページからご確認いただけます。

特 徴

- パソコン、タブレット、スマートフォンからいつでも閲覧いただけます。
- ご覧になりたいページを拡大することができます。
- 保管の必要がなく紛失の心配がありません。
- 紙の使用量を減らすことができるので、地球環境保護に役立ちます。

「Web約款」の閲覧方法

1

QRコードまたはURLから
直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス



※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- URLからアクセス

<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2025-0210.pdf>

2

三井住友海上あいおい生命
ホームページから閲覧

- ① インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

<https://www.msa-life.co.jp>



- ② トップページ「Web 約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- ③ 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2025-0210

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

冊子版

冊子版をご希望される場合は、募集代理店にお申し出ください。
受領した冊子版は、大切に保管してください。

死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)

ご契約者さまへのご確認事項

1

生命保険の申込みに際し、「契約概要」「注意喚起情報」の内容を了知し、これらを受領しました。
「ご契約のしおり・約款」に関する説明を受け、「ご契約のしおり・約款」の受領方法を次のとおり選択しました。

●「Web約款」を選択

Web約款

「Web約款」の閲覧方法等について説明を受けました。

●「冊子版」を選択（「Web約款」を選択しない場合は、チェック☑してください）

冊子版

☐ 「冊子版」を受領しました。

2

死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)について解約返戻金がないことを記載した書面
(契約概要等)の交付・説明を受け、内容を了知・確認しました。

3

「第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となる
(ご契約のしおり・約款の「無効となる場合」を参照してください)」。お支払・お返金を受け、お返金した場合は、お支払・お返金した金額が戻金となる場合があります。

- お支払いする返戻金はありません。
- 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- 下記のご契約については、当社に一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

本資料

(重要事項確認書 兼 受領確認書) は

サンプルです

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 御中

生命保険の申込みに際し、上記内容について確認しました。

●ご確認日：

※必ずご契約者さまが申込日までにご確認ください。

※ご契約者さまが法人の場合、申込書と同一印を押印してください。
ご契約者さまが個人の場合、押印は不要です。

契約者	自署	本資料（重要事項確認書 兼 受領確認書） はサンプルのため、ご使用することが 出来ません。	様	法人押印欄
				申込書と同一印 

親権者・後見人	自署	様

ご契約者さまが未成年の場合ご署名ください。

申込番号									
申込番号									
申込番号									
申込番号									

以下の条件を満たす場合、「重要事項確認書
兼 受領確認書」を転用できます。
左欄に転用する申込番号をご記入ください。

契約者、申込日がすべて同一かつ
同一「契約概要・注意喚起情報」の
保険種類

営業課支社	コード・課支社名
	受付日

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

「家族Eye」のご案内



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。

※ ご契約者さまが法人の場合はご利用いただけません。

※ 詳しくは、右記コードまたは、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。



生命保険契約のご検討に際しては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B1103 【AD】91-103 152,000 2024.04.01(新・一)62 2024-A-0558(2025.3.2)